

ご遺族のための
おくやみハンドブック



関 市

このハンドブックは、ご家族がお亡くなりになられた際に必要な届け出について、お知らせするものです。あてはまるものについてご確認の上、届け出が必要な場合は、担当課へお越しください。

※西部支所や各地域事務所で手続きできるものに印がつけてあります。

- ・**支 事** … 西部支所および各地域事務所で手続きができます。
- ・**事** … 各地域事務所で手続きができます。

目 次

■ 手続きの際にお持ちいただくもの P 1 ~ 2

■ 市役所で行う手続き P 3 ~ 8

■ 市役所以外で行う手続き P 9 ~ 10

■ 関市内の主な金融機関一覧 P 11 ~ 12

■ 市民課での各証明発行案内 P 13 ~ 14

■ 証明発行の申請書について P 15 ~ 16

■ 委任状 P 17

手続きの際にお持ちいただくもの

- 下記は手続きに必要な一般的なものを記載しています。該当しない場合や必要ない場合もございますのでご了承ください。
- 詳細については P 3～8 市役所で行う手続き をご確認ください。
- 複数人でお越しいただく場合は、念のために、お越しいただく方皆様の分をご準備ください。
- 確認書類の不足等で全ての手続きが当日に終了しない場合は、再度担当課で直接手続きをしてください。

【ご遺族の方のもの】

- お越しいただく方の本人確認書類（相続人代表者・喪主の方等）



- | | |
|---------------------|------------------------------|
| ・ <u>写真付きのもの</u> | ・ <u>写真付きのものがない場合は、下から2点</u> |
| 自動車運転免許証、 | 健康保険被保険者証（または資格確認書）、 |
| 個人番号カード（マイナンバーカード）、 | 介護保険被保険者証、年金手帳 など |
| パスポート、障害者手帳 など | |

- 認印（スタンプ式でないもの）

- 預貯金通帳（市から振込等がある場合に確認します）

- 税金・料金の口座振替を行う預貯金通帳とその届出印

※ただし、市役所では手続きができません。口座振替依頼書をお渡ししますので取引金融機関へ提出ください。なお、市役所でも金融機関によってはキャッシュカードで変更できる場合もありますのでお持ちください。

※引き続き同じ口座から振替を行う場合も、手続きが必要な場合があります。

- 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの

（国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入していた方で会葬礼状、葬祭の領収書など）

- 印鑑登録証（関市で印鑑登録されている方で、市役所以外の手続きで必要な

場合に該当される方のもの）

- 委任状（証明発行に必要な場合） · · · P 13～16 参照 P 17 に様式あり

【亡くなられた方のもの】

- 基礎年金番号のわかるもの（国民年金証書、年金手帳など）
- 印鑑登録証
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証（または各資格確認書）

※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、

　　国民健康保険加入者全員の被保険者証（または資格確認書）

- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳などの各手帳や各受給者証
- 個人番号カード（マイナンバーカード）・・・市民課で返却の必要はありません
- その他、市役所から交付された証書類

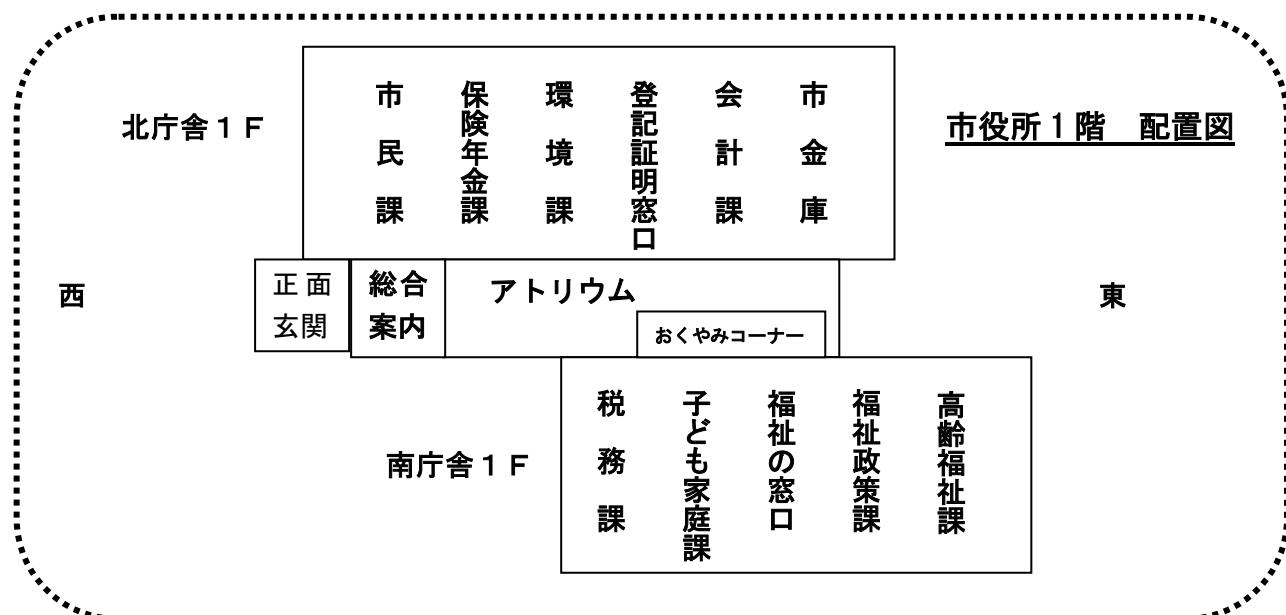
※上記のものが無い場合は、状況にあわせてご案内いたします。

!**亡くなられた方の戸(除)籍謄本等の発行について**

原則として、本籍地及び住所地が関市の方であれば、死亡届を受理した日から1週間程度で交付できます。

戸籍の記載に時間要するため、ご理解くださいますようお願いします。

※令和6年3月1日から本籍地以外の戸(除)籍謄本等も関市で請求できるようになりました。本籍地が関市以外の方で関市に死亡届を提出された場合等の戸(除)籍謄本等は、戸籍の記載に更に日数を要します。



市役所で行う手続き（死亡に関連して生じる手続きと必要なもの）

＜北庁舎 1階＞

市民課 ☎ 0575-23-7700 《直通》

本人 チェック	該当	済	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印鑑登録されていた方	印鑑登録証の返却	印鑑登録証
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	戸（除）籍謄本等必要な方	各証明書類等の発行	本人確認書類、委任状等

※ 有効期間満了日前のパスポートをお持ちの場合は市民課へお尋ねください。

市民課で発行できる主な証明書

証明内容	手数料	
戸籍全部事項証明書（謄本）	1通	450円
戸籍個人事項証明書（抄本）		
除籍謄本、抄本	1通	750円
改製原戸籍謄本、抄本		
住民票（全員・個人）、除票	1通	300円
印鑑登録証明書		
印鑑登録手数料（1件）		
戸籍附票	1通	300円

など

お支払いは、現金及びクレジットカード、電子マネー（一部）もご利用できます。

※西部支所、各地域事務所は現金のみの取り扱いとなります。

＜北庁舎 1階＞

保険年金課 国保係

☎ 0575-23-7701 «直通»

年金係

☎ 0575-23-6749 «直通»

高齢者医療係

☎ 0575-23-6716 «直通»

本人 チェック	該当	済	対象の方	担当	内容	必要なもの
□	□	□	国民健康保険に加入していた方 (74歳までの方)	国保係	国民健康保険被保険者証等の返却・訂正 <small>因事</small> ※世帯主が死亡した場合には、死亡者以外の国民健康保険被保険者証等の訂正が必要です	国民健康保険被保険者証 または資格確認書 ほか
					葬祭費の請求 <small>事</small>	①預貯金通帳 ②会葬礼状または葬儀の領収証 ※喪主の氏名が確認できること
					保険税の説明 <small>事</small>	預貯金通帳
□	□	□	後期高齢者医療制度に加入していた方 (75歳以上の方)	高齢者 医療係	後期高齢者医療被保険者証等の返却 <small>事</small>	後期高齢者医療被保険者証 または資格確認書 ほか
					葬祭費の請求 <small>事</small>	①預貯金通帳 ②会葬礼状または葬儀の領収証 ※喪主の氏名が確認できること
					保険料の説明 <small>事</small>	預貯金通帳
					高額療養費等の説明 <small>事</small>	預貯金通帳
□	□	□	国民年金に加入していた方 (60歳までの方)	年金係	死亡一時金・寡婦年金・遺族基礎年金等の申請 <small>事</small>	①基礎年金番号が確認できるもの ※詳しくは窓口にて説明します ②請求者の預貯金通帳・個人番号が確認できるもの ③請求者の戸籍謄本 (死亡者と請求者の関係がわかるもの)
					世帯員の年金生活者支援給付金請求手続き <small>事</small> ※要件あり	
					死亡届・未支給請求の手続き <small>事</small>	
□	□	□	国民年金を受給していた方			

環境課 ☎ 0575-23-7702 «直通»

本人 チェック	該当	済	対象の方	内容	必要なもの
□	□	□	関市墓地公園 (陽光苑) の使用者の方	使用権承継申請	①承継者の戸籍謄本 (使用者と承継者の関係がわかるもの) ②承継者の住民票 (本籍地記載) ③墓地公園使用許可証
□	□	□	犬を飼っていた方	飼い主の変更手続き <small>事</small>	

＜南庁舎 1階＞

税務課 ☎ 0575-23-8783 ≪直通≫

本人 チェック	該当	済	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税種別割）の未納のある方	市税の納付および相談 ■	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc以下）または小型特殊自動車等をお持ちの方	廃車または所有者・使用者の変更手続き 相続人代表者指定届 ■	①ナンバープレート ②本人確認書類 ※125ccを超えるオートバイ・軽自動車についてはお尋ねください
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市内に土地・家屋をお持ちの方	相続人代表者指定届、 未登記家屋の納税義務者変更届等 ■	口座振替希望の場合、暗証番号の分かるキャッシュカード (※十六銀行のICチップ付きのキャッシュカード等のご利用いただけないカードもありますので、事前にご確認ください。)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市県民税の納税義務者が亡くなられた方	相続人代表者指定届 ■	

税務課で発行できる主な証明書

(相続の手続きなどで使用されることがあるもの)

証明内容	手数料	
固定資産評価証明書	1通	300円
固定資産公課証明書	1通	300円
土地家屋証明書	1通	300円
固定資産評価額通知書	1通	無料
名寄帳	1件	300円
字絵図	1件	300円

など

お支払いは、現金及びクレジットカード、電子マネー(一部)もご利用できます。

※西部支所、各地域事務所は現金のみの取り扱いとなります。

＜南庁舎1階＞

子ども家庭課 ☎ 0575-23-7733 ≪直通≫

本人 チェック	該当	済	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童手当受給者の方	児童手当未支払請求書などの手続き 事	詳しくは窓口にて説明します
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当受給者の方	児童扶養手当資格喪失届などの手続き 事	手当証書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当・関市重度心身障害児手当受給者の方	特別児童扶養手当・関市重度心身障害児手当資格喪失届などの手続き 事	詳しくは窓口にて説明します
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育園児の保護者の方	保護者変更などの手続き 事	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交通遺児（義務教育終了まで）の保護者の方	交通遺児手当の申請 事	詳しくは窓口にて説明します
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	幼稚園児等の保護者の方	保護者変更に伴う施設等利用給付認定変更などの手続き	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交通事故によって親等を亡くされた方で、義務教育終了までの方及び高等学校在学中の方	岐阜県交通遺児激励金の申請手続き	詳しくは窓口にて説明します

福祉政策課 ☎ 0575-23-7735 ≪直通≫

本人 チェック	該当	済	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	身障・療育・精神手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方	手帳等の返却 事	各手帳、受給者証
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	受給者証の返却 事	受給者証
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当・障害児福祉手当受給者の方	死亡届	※詳しくは窓口にて説明します
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者証をお持ちの方	各受給者証の返却 事	各福祉医療費受給者証
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※母子・父子家庭になられた方（18歳以下の児童を扶養している方）はご相談ください		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※その他福祉制度利用の方は窓口にお尋ねください		

高齢福祉課 ☎ 0575-23-7730 ≪直通≫

本人 チェック	該当	済	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方	介護保険料の説明 事	①介護保険被保険者証等 ②代表相続人の預貯金通帳
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配食サービス事業を利用されていた方	配食サービス中止の手続き 事	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを設置されていた方	緊急通報システム利用辞退の手続き 事	緊急通報端末
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	紙おむつ購入助成券をお持ちの方	未使用の紙おむつ購入助成券の返却 事	未使用の紙おむつ助成券
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	訪問理美容サービス費用助成券をお持ちの方	未使用の助成券の返却 事	未使用の助成券

〈北庁舎2階〉

水道お客様センター ☎ 0575-23-6782 ≪直通≫

本人 チェック	該当	済	対象の方	内容
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上水道、下水道の使用者が亡くなられた場合	使用者変更届
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	井戸水使用者、下水道のみ使用している方の人数に変更があった場合	人数変更届
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上水道、下水道の使用を休止される場合	休止届

※使用状況によって、届け出の内容が変わります

農林課 ☎ 0575-23-9251 ≪直通≫

農業委員会 ☎ 0575-23-7543 ≪直通≫

本人 チェック	該当	済	対象の方	担当	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農地を相続された方	農業委員会	農地法第3条の3の規定による届出書 ※相続登記完了後の手続きになります	印鑑
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた方	農業委員会	死亡届・未支給請求の手続き ※めぐみの農協各支店での手続きとなります	①印鑑 ②年金証書ほか
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	森林の土地を相続された方	農林課	森林の土地の所有者届出書 ※相続登記完了後の手続きになります	①印鑑 ②土地の位置図 ③登記簿謄本等の写し

〈北庁舎4階〉

管財課 ☎ 0575-23-7763 ≪直通≫

本人 チェック	該当	済	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市営住宅入居世帯の方 (家族が亡くなられた場合)	市営住宅同居人異動届	団
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市営住宅入居世帯の方 (契約者が亡くなられた場合)	※詳しくは窓口にて説明します	

建設総務課 ☎ 0575-23-7279 ≪直通≫

本人 チェック	該当	済	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	道路占用者が亡くなられた場合	道路占用変更届	団
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法定外公共物占用者が亡くなられた場合	法定外公共物権利義務承継届	団

〈北庁舎5階〉

教育総務課 ☎ 0575-23-7722 ≪直通≫

本人 チェック	該当	済	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	留守家庭児童教室入室児の保護者の方	保護者変更などの手続き	団

〈わかくさ・プラザ〉

図書館 ☎ 0575-24-2529 ≪直通≫

本人 チェック	済	対象の方	内容	必要なもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	図書カード登録者の方	図書カード返却	団団

上之保地域の方へ

有線放送の廃止・休止・契約変更等の手続きが必要な方は、下記へお問合せください。

シーシーエヌ株式会社 ☎ 0120-344-893

(受付時間 午前9時 ~ 午後6時)

R7.4 現在

市役所 以外 で行う手続き

【 死亡に関連して生じる主な手続きと必要なもの 】

対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	・保険金請求書 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた生命保険会社 又は 代理店
損害保険等	名義変更・解約 等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた損害保険会社 又は 代理店
預貯金口座等	口座解凍手続き 等	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等 ※ P11・12 参照 詳細は各取引店に ご確認ください。
株式等	名義変更 等	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等
国債 (戦没者 弔慰金)	記名変更 償還金受領	・国債(又は証券保管証書) ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる相続人の戸籍 ・印鑑	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の郵便局
普通自動車	自動車税に 関すること 及び 名義変更等に 関すること	税金(自動車税)については、右記へ お問い合わせください。	中濃県税事務所 〒501-3756 岐阜県美濃市生柳1612-2 中農総合庁舎2階 ☎ 0575-33-4011 (代表)
		普通自動車の名義変更等については、右記へ お問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に 課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	中部運輸局 岐阜運輸支局 〒501-6133 岐阜県岐阜市日置江2648-1 ☎ 050-5540-2053 <音声ガイダンス>
【 軽四輪 】 及び 【 二 輪 】 (125 cc超)	名義変更 又は 廃車	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に 課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	【 軽四輪 】 軽自動車検査協会 岐阜事務所 〒501-6256 岐阜県羽島市福寿町 千代田3丁目83番 ☎ 050-3816-1775 【 二 輪 】(125cc超) 中部運輸局 岐阜運輸支局 〒501-6133 岐阜県岐阜市日置江2648-1 ☎ 050-5540-2053 <音声ガイダンス>
国税関係	相続税手続き 所得税・消費税申告 手続き等	右記へお問い合わせください。	関税務署 〒501-3293 岐阜県関市川間町2番地 ☎ 0575-22-2233 <自動音声>
不動産登記 関係	土地・家屋等 移転登記	・登記申請書 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 等	岐阜地方法務局 美濃加茂支局 〒505-0027 岐阜県美濃加茂市 本郷町7丁目4番16号 ☎ 0574-25-2400 <自動音声ガイダンス>

市役所 以外 で行う手続き

【 死亡に関連して生じる主な手続きと必要なもの 】

対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	岐阜家庭裁判所 〒500-8710 岐阜県岐阜市美江寺町2丁目 4-1 ☎ 代表 058-262-5121
相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3ヶ月以内に、被相続人の 住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて 相続します。相続人全員の合意が必要です）	
固定電話 (N T T 西日本)	名義変更・解約	N T T西日本の場合、まずは右記へ 連絡してください。	(N T T西日本の場合) 局番なし 116 携帯からは ☎ 0800-2000116
携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
N H K 受信料	名義変更・解約	N H Kに連絡し、手続きを行ってください。	☎ 0120-151515 (フリーダイヤル) ・フリーダイヤルが つながらない場合（有料） ☎ 050-3786-5003
電気・ガス 料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	関警察署 〒501-3217 岐阜県関市下有知106番地8 ☎ 0575-24-0110
クレジット カード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
ケーブル テレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

【 手続きに要する証明書等について 】

○手続きに必要な書類の中には市役所で発行するもの（戸籍等・税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。

○戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。

○証明書の発行には所定の手数料がかかります。

関市内の主な金融機関一覧

※手続きにつきましては、直接金融機関へお問い合わせください。

【大垣共立銀行】

金融機関コード 0152

支店コード	店名	〒	住所	電話番号
011	関支店	501-3886	岐阜県関市本町6丁目20番地	0575-22-2031
126	関口出張所			

【十六銀行】

金融機関コード 0153

支店コード	店名	〒	住所	電話番号
250	東関出張所	501-3902	岐阜県関市弥生町2丁目2番26号	0575-23-7816
251	関支店	501-3213	岐阜県関市東貸上51番地1	0575-22-2016
252	西関支店	501-3246	岐阜県関市緑ヶ丘2丁目5番35号	0575-24-1600

【岐阜信用金庫】

金融機関コード 1530

支店コード	店名	〒	住所	電話番号
071	関支店	501-3252	岐阜県関市山王通1丁目3番24号	0575-24-6000
081	東関支店	501-3822	岐阜県関市市平賀79番地17	0575-23-9155
079	武芸川支店	501-2604	岐阜県関市武芸川町高野413番地8	0575-46-1051

【関信用金庫】

金融機関コード 1534

支店コード	店名	〒	住所	電話番号
003	本店営業部	501-3893	岐阜県関市東貸上12番地1	0575-21-1020
002	本町支店	501-3886	岐阜県関市本町2丁目21番地	0575-22-1251
004	東支店	501-3822	岐阜県関市市平賀451番地1	0575-22-0078
007	山王通支店	501-3252	岐阜県関市山王通2丁目2番25号	0575-24-1166
010	山田支店	501-3944	岐阜県関市山田79番地2	0575-28-5115
012	桜ヶ丘支店	501-3902	岐阜県関市弥生町3丁目3番3号	0575-24-7711

【岐阜商工信用組合】

金融機関コード 2470

支店コード	店名	〒	住所	電話番号
013	関支店	501-3829	岐阜県関市旭ヶ丘3丁目1番30号	0575-22-2492

【めぐみの農業協同組合】

金融機関コード 6242

支店コード	店名	〒	住所	電話番号
061	関支店	501-3802	岐阜県関市若草通1丁目1番地	0575-23-6122
	富野営業所	501-3202	岐阜県関市西神野188番地3	0575-29-0211
	富岡営業所	501-3911	岐阜県関市肥田瀬1557番地1	0575-22-3264
063	田原支店	501-3928	岐阜県関市西田原1012番地1	0575-22-2218
064	倉知支店	501-3936	岐阜県関市倉知803番地1	0575-22-3270
065	せき金竜支店	501-3947	岐阜県関市上白金833番地2	0575-28-2029
068	鮎之瀬支店	501-3265	岐阜県関市小瀬628番地4	0575-22-2358
070	下有知支店	501-3217	岐阜県関市下有知3262番地1	0575-22-4224
080	津保川支店	501-3511	岐阜県関市中之保5500番地	0575-49-2111
083	上之保支店	501-3601	岐阜県関市上之保14847番地1	0575-47-2525
084	武芸川支店	501-2602	岐阜県関市武芸川町小知野850番地1	0575-46-3681
085	洞戸支店	501-2812	岐阜県関市洞戸市場294番地15	0581-58-2121

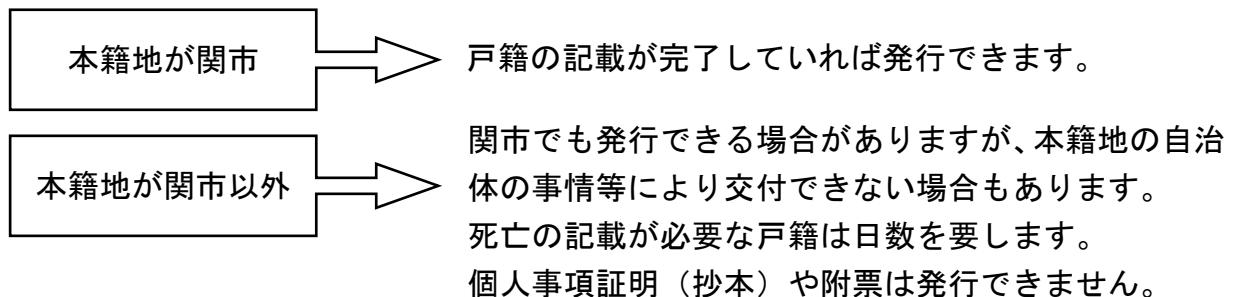
【ゆうちょ銀行】

金融機関コード 9900

店名	〒	住所	電話番号
関郵便局	501-3299	岐阜県関市平和通6丁目7番地1	0570-943-291

市民課での各証明発行案内

○戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本など

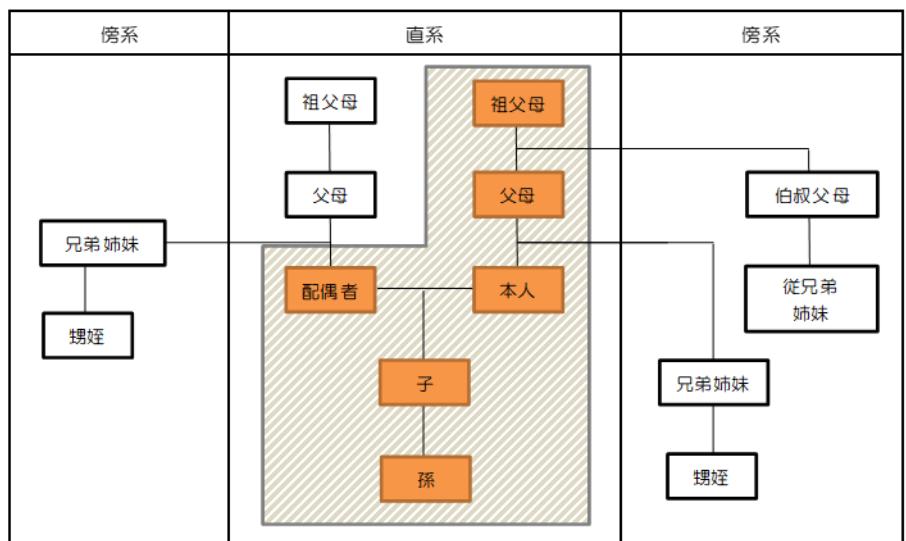


【戸籍を請求できる方】

- ・亡くなられた方の配偶者、直系尊属（両親・祖父母）または卑属（子・孫）からの請求で発行できます。（下記の委任状なしで戸籍を請求できる範囲参照）
- ・請求者のご兄弟の結婚後の戸籍や配偶者の父母のみの戸籍（配偶者の記載がないもの）は、正当な理由がない限り、委任状なしでの請求はできません。
- ・本籍地が関市以外の戸籍の取得については、委任状があっても、直系親族以外の方が戸籍を請求することはできません。

委任状なしで戸籍を請求できる範囲

委任状なしで戸籍を請求できる方
その他の方が請求される場合は、委任状が必要となることもありますので、お尋ねください。



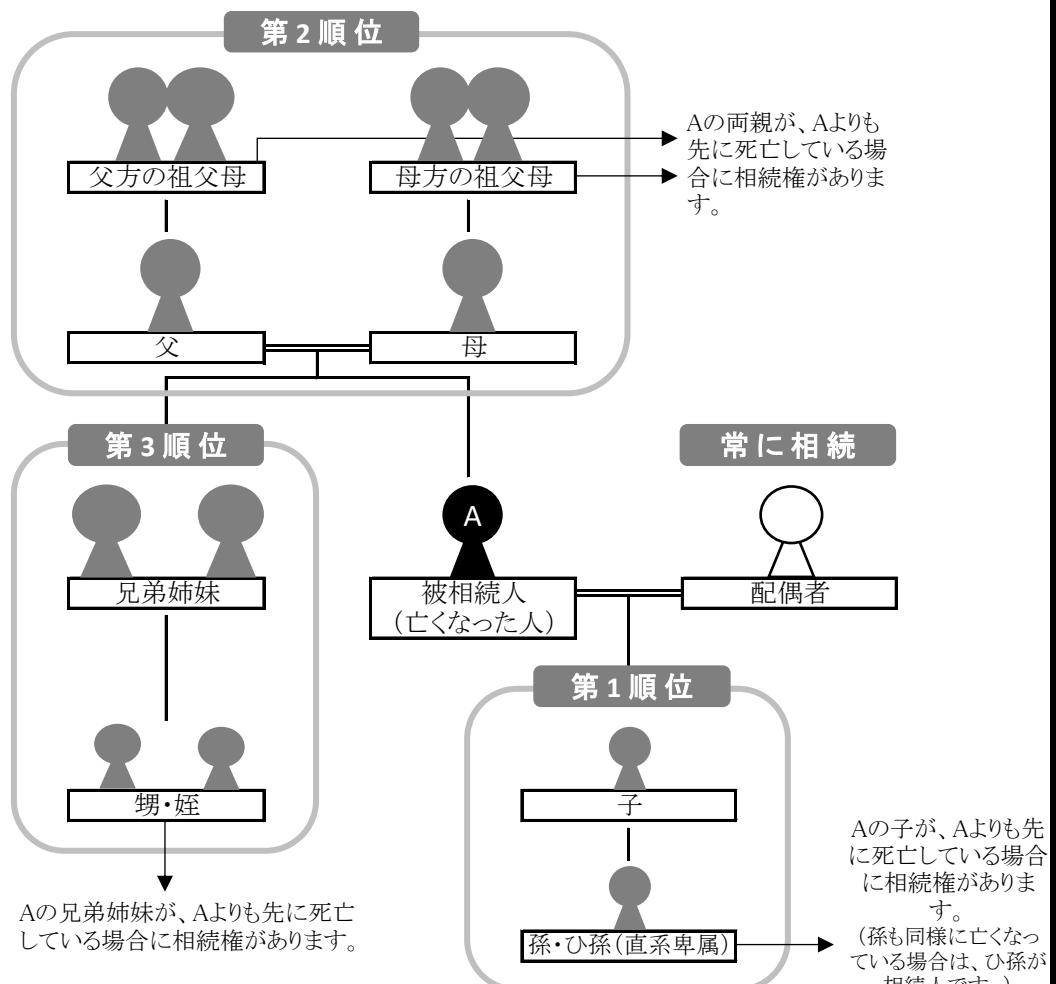
【請求にあたっての注意事項】

- ・本籍地が関市以外の戸籍の請求には、請求される方の顔写真付きの公的な本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）が必要となります。
- ・同じ戸籍にいる方が、直近で届出（死亡届や婚姻届等）をされている場合は、戸籍の記載が完了するまで戸籍の交付ができない場合があります。
- ・亡くなられた方の、どの期間の戸籍が必要かを提出先にご確認ください。
(例)「出生から死亡まで」「婚姻から死亡まで」「死亡の記載のある戸籍のみ必要」等

○住民票（除票）・・・亡くなられた方の住民票

- ・亡くなられた方の住民票（除票）は同一世帯の方であれば申請できます。
- ・同住所の方であっても、別世帯の方は住民票（除票）の請求はできません。
→ 亡くなられた方と同一世帯の方からの委任状が必要になります。
- ・おひとり世帯の方がお亡くなりになられた場合は、相続人であれば請求できます。
- ・亡くなられた方の住民票（除票）に、マイナンバーを記載することはできません。

参考 相続順位



証明発行の申請書について 【市民課】

市民課の証明発行の申請書（黄色用紙）が添付してありますので、申請される際にはご利用ください。（クリップ止め）

【 住民票・印鑑・戸籍等 交付申請書 】

住民票・印鑑・戸籍等 交付申請書

(あて先)

開帳員

様

名和

年

月

日

窓口に来られた方

開市

フリガナ

住所

氏名

万円

大・昭・平

ファミリー

年

世帯主

月

世帯主氏名

日生

(電話番号)

)

※印鑑登録申請は本人確認書類が必要です。

※該当するところに印してください。

①住民票關係 300円/通

(電話番号)

)

戸籍申請は裏面へ

00円

住民票(全員)

窓口に来られた方の住所と同じ

開市

表示の有無

窓口に来られた方と同じ

下記の項目の印鑑について、省略されています。

必要に応じて印してください。

世帯主氏名

口印

・被保

・保

・金

・大

・昭

・平

・年

・月

・日生

通

※他の他の場合は住民登録が必要です。

住民票(個人)

口印

に

印

口

本

人

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

印

口

<div data-bbox="520 4074

市民課申請用 両面

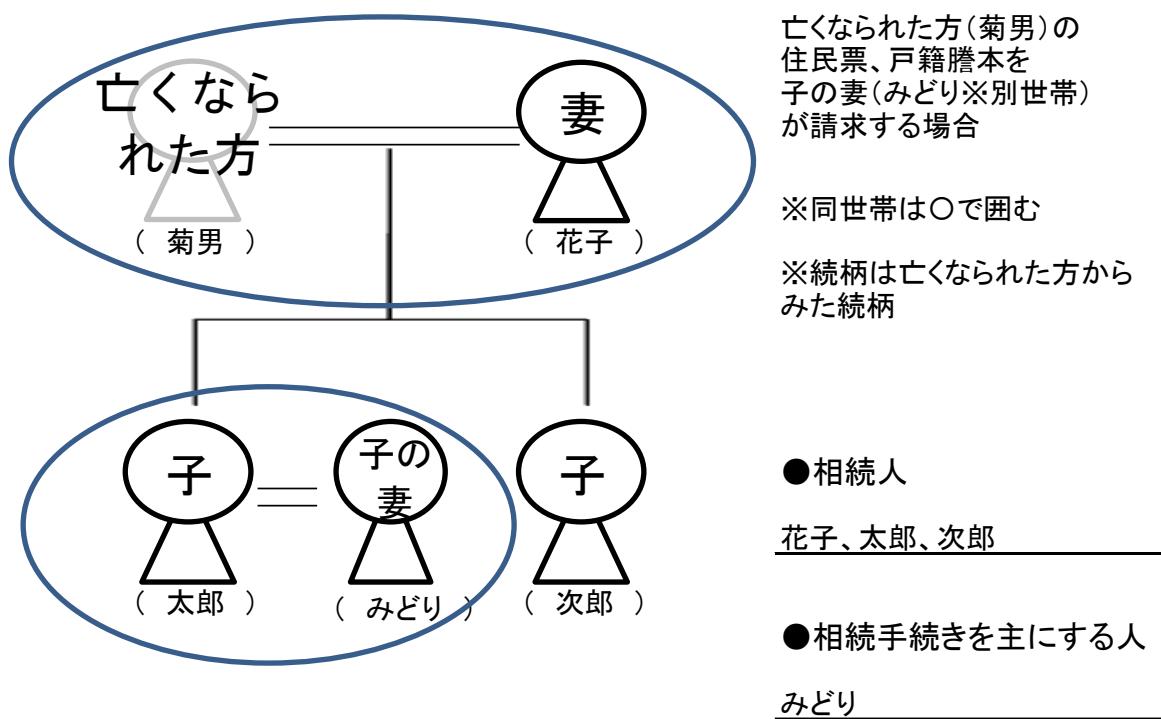
- 各証明が必要な方は申請書の記入例を参考にして作成し、来庁時にお持ちください。
- 窓口に来られる方（申請者）が必要な方の戸籍・住民票・税に関する証明書の請求をすることができない範囲の方の場合、請求できる方からの委任状が必要となります。

① 委任状について (P17を切り取ってご利用ください)

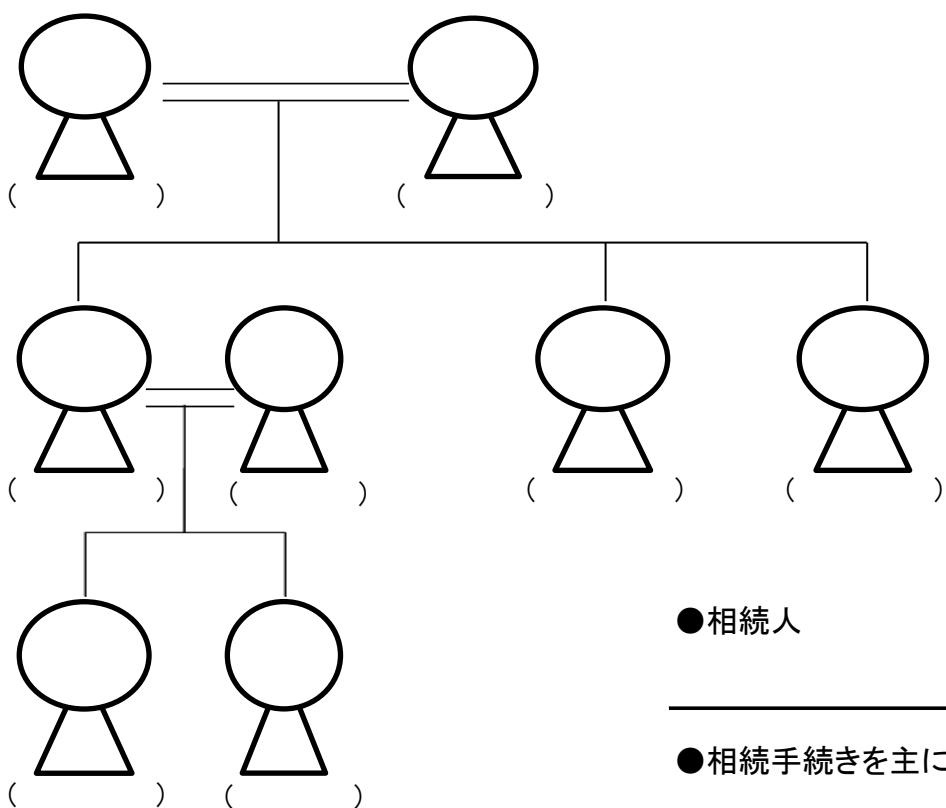
- ・委任状は任意の書式でも有効です。
 - ・委任状には委任される権限事項を明確に記入してください。
 - ・窓口に来られる方（申請者）は本人確認書類を提示してください。
 - ・委任状は、委任者がすべて記入してください。

※証明書類によっては、請求できる方からの委任がないと発行できない場合があります。
ご不明な点はお問い合わせください。ただし、個人情報の保護のために、本籍地、
筆頭者名、生年月日等は、具体的にお伝えできませんのでご了承ください。

市民課 申請用
住民票・印鑑・戸籍等 交付申請書 の相関図



お亡くなりになられた方について記入してみてください。



委 任 状

証明書

発行日

年 月 日

令和 年 月 日

◎この委任状は、すべて委任者本人が記入してください (代理人氏名も含みます)

委 任 者	住 所	
	氏名 (自署)	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日
※本籍 (戸籍を請求する場合)		

私は、次の者を代理人と認め、下記の権限を委任します。

代理人住所	
代理人氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日

【委任内容】 ※必要なところに○をつける、または記入する。

1 住民票の異動に関する手続き

2 証明書発行に関する手続き

・住民票の写し (世帯全員・個人)

必要な項目：世帯主氏名及び続柄 / 本籍・筆頭者
個人番号 (マイナンバー) / 住民票コード
※郵送になる場合あり

・戸籍謄本・戸籍抄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本・戸籍の附票の写し
※広域交付はできないため、関市の戸籍のみの発行となります。

・身分証明書 　　・独身証明書 (代理人は直系血族に限ります。)

3 その他 ()

(注意事項)

- ・戸籍の発行を依頼する場合は、申請書に記入する必要があるため、本籍及び筆頭者を代理人へ伝えください。
- ・いずれも、本人から正確な情報を聞き取って申請をしていただくこととなります。間違いがあると受付ができない場合があります。
- ・代理人は、ご自身の本人確認ができる書類 (自動車運転免許証やマイナンバーカード等) をご持参ください。
- ・裏面の「委任状記入の注意点」もよくお読みください。

<市記入欄> 本人が記入したことを確認済み 確認者印

※偽りその他不正な手段によって交付を受けた場合は、刑罰に処せられます。

委任状記入の注意点

1. 委任状は、委任する本人がすべて記入してください。
2. 代理人の本人確認を行いますので、官公署が発行する顔写真付きの証明書（運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券など）を持参していただくよう、代理人へお伝えください。
3. 黒色のボールペンで記入してください。消すことができるペンで書かれたものはお受けできません。
4. 委任状に不備がある場合は、お受けできない場合があります。委任する権限など、必ずご記入ください。
5. 個人番号（マイナンバー）及び住民票コード入りの住民票の写しは、代理人には交付できません。（同住所の場合を除く）
特定記録郵便で本人宛に郵送となります。
6. 委任状原本は関市役所で保管します。他の委任事項は、市役所に提出するものとは別で委任状を作成して下さい。
7. 委任状を偽造または偽造した委任状を行使したときは、私文書偽造等の罪で刑事罰の対象となります。

※ 記入方法などご不明な点は、お問い合わせください。

関市役所 市民課 0575-23-7700（直通）

関市役所

開庁時間：平日 午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日、12/29~1/3は休日です)

〒501-3894

岐阜県関市若草通3丁目1番地

電話：(0575)22-3131（代表）



洞戸事務所

〒501-2892 岐阜県関市洞戸市場294番地5 0581-58-2111

板取事務所

〒501-2901 岐阜県関市板取1643番地17 0581-57-2111

武芸川事務所

〒501-2695 岐阜県関市武芸川町八幡1446番地1 0575-46-2311

武儀事務所

〒501-3511 岐阜県関市中之保5696番地1 0575-49-2121

上之保事務所

〒501-3601 岐阜県関市上之保15019番地 0575-47-2001

西部支所

〒501-3941 岐阜県関市小屋名110番地 0575-28-2124